

(公印省略)

長 福 第 2 3 1 0 号
平成 3 0 年 8 月 6 日

居宅介護支援事業所 管理者 各位

大分市長寿福祉課
課長 齊藤 修造

総合事業における暫定ケアプランの自己作成扱いに関する注意喚起について(通知)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より介護保険事業に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)においては、ケアプランの自己作成に基づく、サービスの利用は制度設計上想定されていません。(「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について(平成27年6月5日付、老振発0605号第1号)」参照)

しかし、「要介護」であることを想定して、居宅・包括が連携をとらずに暫定ケアプランを作成し、認定結果が「要支援」となったことで、総合事業の利用となり、自己作成扱い(保険給付)できない事案が発生しています。

よって、要介護認定の申請(新規・変更・更新)後、介護度が確定するまで介護保険サービスの利用を待てない状況にある場合は、暫定ケアプランについて利用者によく説明した上で、明らかに要介護・要支援である場合を除いて、介護度が「要支援」である可能性も視野に入れつつ、居宅・包括が連携のうえ、暫定ケアプランを作成するよう事業所内での周知徹底をお願い申し上げます。

【暫定ケアプランの自己作成扱いについて】 (居宅介護支援業務マニュアルP. 9参照)

暫定ケアプランは居宅・包括が連携の上作成されるものであり、想定と異なる認定結果になった場合でもどちらかが給付管理できるようにしなければならないものですが、「暫定ケアプランを作成していた」かつ「想定外の結果で居宅と包括の連携が十分取れていなかった」場合のみ、利用者が自ら作成したもの(自己作成扱い)とみなし、市が居宅に代わって給付管理を行うことで、利用者保護の観点から保険給付がなされるようにしています。ただし、総合事業の利用がある場合を除く。

【問い合わせ】

大分市長寿福祉課地域支援担当班
電話:537-5746